

意見募集要領

1 意見募集対象

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

住宅・土地統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための統計調査であり、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和 23 年の第 1 回以来、5 年ごとに実施しています。

本調査を平成 30 年に実施するに当たり、空き家を含めた住生活の実態や多様化している国民の居住状況、社会・経済状況の変化等を踏まえ、調査事項等の見直しを行うものです。（別添の報道資料の「住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」のとおり。）

3 資料入手方法

意見募集対象については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省統計局統計調査部国勢統計課にて閲覧に供します。

4 意見の提出方法

下記(1)による場合、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)による場合、意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

提出意見は日本語で記入してください。

なお、意見公募に係る意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public/>）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(2)の方法により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：c-jyuuchou1_atmark_soumu.go.jp

総務省統計局統計調査部国勢統計課 あて

- ※ スпамメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。
- ※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。））として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、10MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5273-1552

総務省統計局統計調査部国勢統計課 あて

- ※ 担当に電話連絡の後、送付してください。

電話番号：03-5273-1154（直通）

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(4) 郵送する場合

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

総務省統計局統計調査部国勢統計課 あて

あわせて、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の光ディスクの条件は、次のとおりです。

- フォーマット形式：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW形式であってWindowsファイルシステムに対応したもの
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

5 提出期限

平成30年4月23日（月）（必着）

郵送については、平成30年4月23日付けの消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）。
- ・提出されました意見は、総務省ホームページの「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省統計局統計調査部国勢統計課にて配布

又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省統計局統計調査部国勢統計課

担 当：住宅・土地調査第一係 渡邊課長補佐、紙谷統計専門官

電 話：03-5273-1154

F A X：03-5273-1552

電子メールアドレス：c-jyuuchou1_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省統計局

統計調査部国勢統計課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。別紙にはページ番号を記載してください。

該当箇所	御意見